

## 第 472 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 8 年 8 月 6 日  
前橋地方合同庁舎  
1 階 共用会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 群馬県最低賃金専門部会の報告について
- (2) 群馬県最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (4) その他

### 3 閉 会

## 第 472 回 群馬地方最低賃金審議会

### 資 料 目 次

- 1 2026 年 7 月 30 日付け、群馬弁護士会会長からの会長声明



2026年7月30日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会

会長

(公印省略)

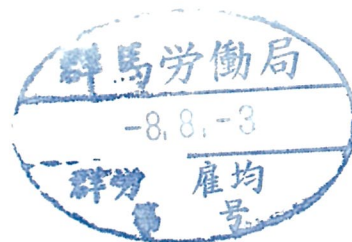
## 会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を發表しましたので、送付いたします。会長声明の趣旨をご理解いただき、慎重な審議をお願いいたします。

(添付書類)

- ・群馬県において最低賃金を大幅に引き上げを求める会長声明

以上



## 群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明

- 1 2026年7月28日、中央最低賃金審議会は、引上げ額の目安を全国平均で時給1176円（値上げ幅55円）とする答申をまとめた（群馬県の目安とされるBランクの値上げ幅は56円とされた。）。
- 2 現在、群馬県の最低賃金は1063円にとどまり、これは北関東3県で最低額である。群馬県は、ランク区分はBランクであるものの、本年度に上記目安に沿った増額があっただけでは、最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、約19万円／月額（約233万円／年額）程度の水準にとどまってしまう。ところが実際の「労働者の生計費（最低賃金法9条2項）<sup>i</sup>」に地域差はほとんどない<sup>ii</sup>。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると、現状の群馬県の最低賃金の水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準（同法9条3項）を大きく下回っているといわざるを得ない。よって、群馬県の最低賃金額を大きく引き上げることが必要である<sup>iii</sup>。
- 3 群馬県は、例年10月上旬には最低賃金改定を発効させていたところ、2025年については発効日を2026年3月1日としており、5か月程度も遅い。このような事態は労働者の生活にとって望ましいものではない。最低賃金の発効は、例年通り10月上旬とすべきである。
- 4 もちろん、最低賃金を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮（「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等）を行うことも必要であるが、昨年度において、全国各都道府県の地方最低賃金審議会で目安額を上回る答申が相次いでいたとおり、目安額を上回る判断には相当性があり、群馬地方最低賃金審議会には英断が求められている。
- 5 以上のとおりであるから、当会は、群馬地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会が答申した今年度の地域別最低賃金額改正の目安額を実現するだけにとどまらず、群馬県内の低賃金労働者の生活水準の改善や今日の物価上昇傾向に配慮して、主体的に、群馬県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求めるものである。

2026年7月30日

群馬弁護士会 会長

<sup>i</sup> 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

<sup>ii</sup> 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェッジ～労働者が最低限の生活を営むの

---

に必要な賃金水準の試算～」及び██████████静岡県立大学短期大学部准教授（当時）の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照。同実証的研究によると、「労働者の生計費」は、都市部でも地方でも月額22～24万円（時給換算1300～1400円）である。

iii 群馬県の地域別最低賃金額は、註iiの██████████准教授（当時）の実証的研究における、当時の「労働者の生計費」すら下回っている。なお、日本労働組合総連合会による連合リビングウェイズ簡易改定版（2025年10月23日公表）全国労働組合総連合による最低生計費資産調査総括表（2025年10月1日現在）も参照。